

経済の好循環実現に向けた政労使会議 (第2回)

2014.10.22



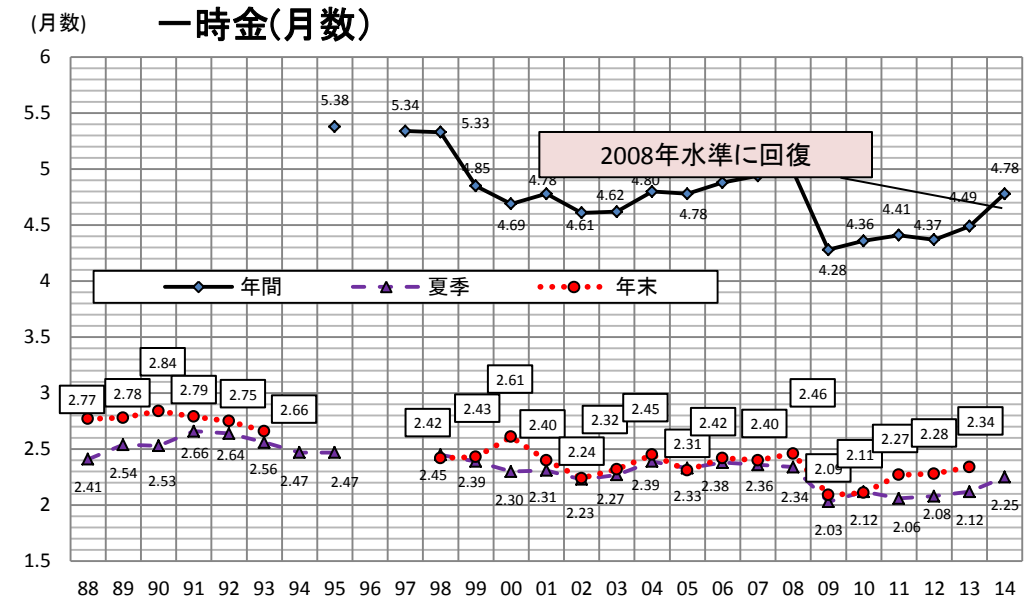
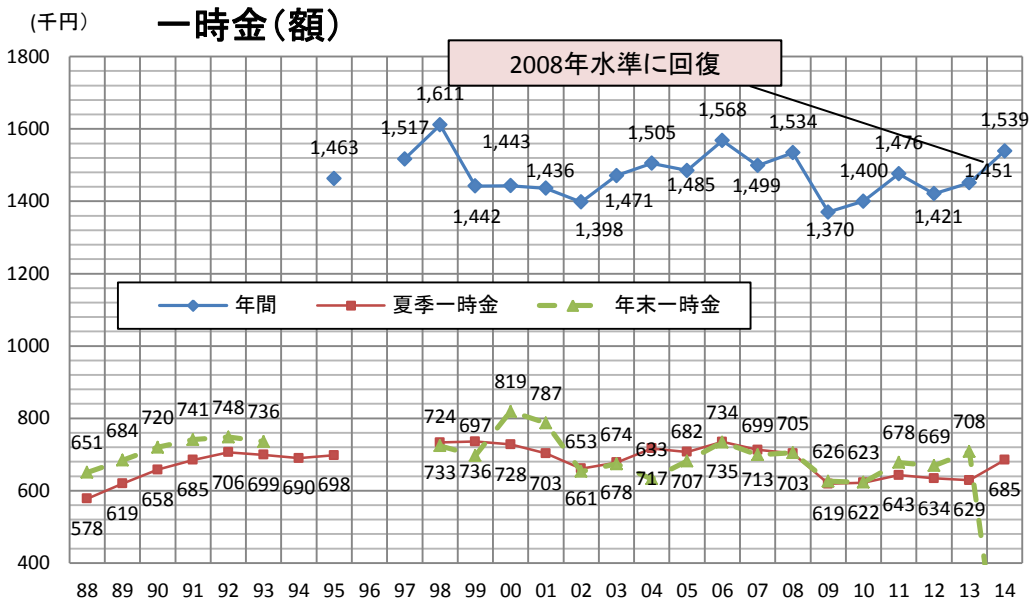
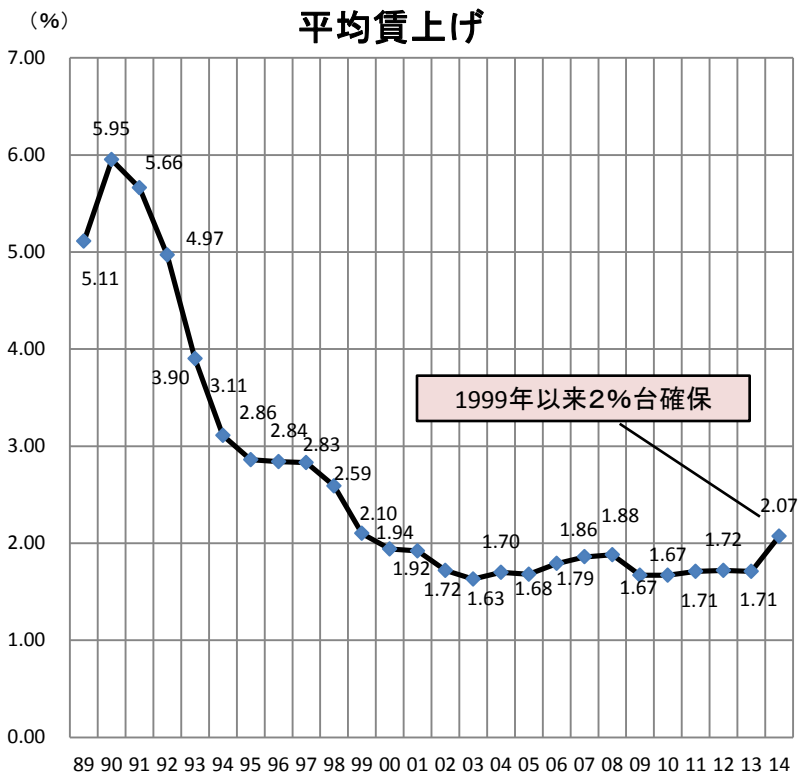
「経済の好循環実現に向けた政労使会議」 チェック&フォローについて ～ 目 次 ～

- I. 賃金上昇に向けた取組
 - (1) 平均賃上げ、一時金取り組み結果
 - (2) 賃金制度のない中小企業で働く労働者の賃金水準の低下
 - (3) 賃金制度のある中小企業で働く労働者の賃金水準の変化
 - (4) 中小組合中、前年を上回り、かつ、1歳1年間差4,500円以上で妥結した組合の推移
 - (5) 2014春季生活闘争第8回回答集計(7/1) 平均賃金方式(都道府県別・昨年同時期からの増減)
- II. 中小企業・小規模事業者に関する取組
 - (1) 価格転嫁状況(各団体の調査結果概要)
 - (2) 価格転嫁ホットラインチャシ(2014年1月14日設置)
 - (3) 労働条項を定めた公契約条例制定自治体一覧
 - (4) 中小企業における取引関係に関する調査
- III. 非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組
 - (1) 好事例集の作成
 - (2) 2013賃金センサスによる各種賃金試算と地賃の比較
 - (3) 地域別最低賃金 最高額と最低額の対比
 - (4) 地域別最低賃金と連合リビングウェイジの比較
 - (5) 2014連合パート・派遣等労働者生活アンケート
- IV. 生産性向上と人材の育成に向けた取組
 - (1) 就業者一人あたりGDPの推移
- V. 再開された「経済の好循環実現に向けた政労使会議」で提起された課題
 - (1) いわゆる「年功型賃金」について
 - (2) 家計調査(総務省)にみる年齢階層別消費支出
 - (3) 人事院 標準生計費を用いた回帰式(2次)による生計費カーブ
 - (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (5) 能力発揮を最大化するための職業訓練・移動円滑化

I .賃金上昇に向けた取組

- 長年一定の水準に留まっていた「月例賃金」について改善する取組がなされた。
- 企業規模間・地域間での改善額が異なり、格差解消に至っていない。
- 「経済の好循環の実現」には安定的かつ継続的な「月例賃金」の引き上げを行っていくことが重要。

(1) 平均賃上げ、一時金取り組み結果

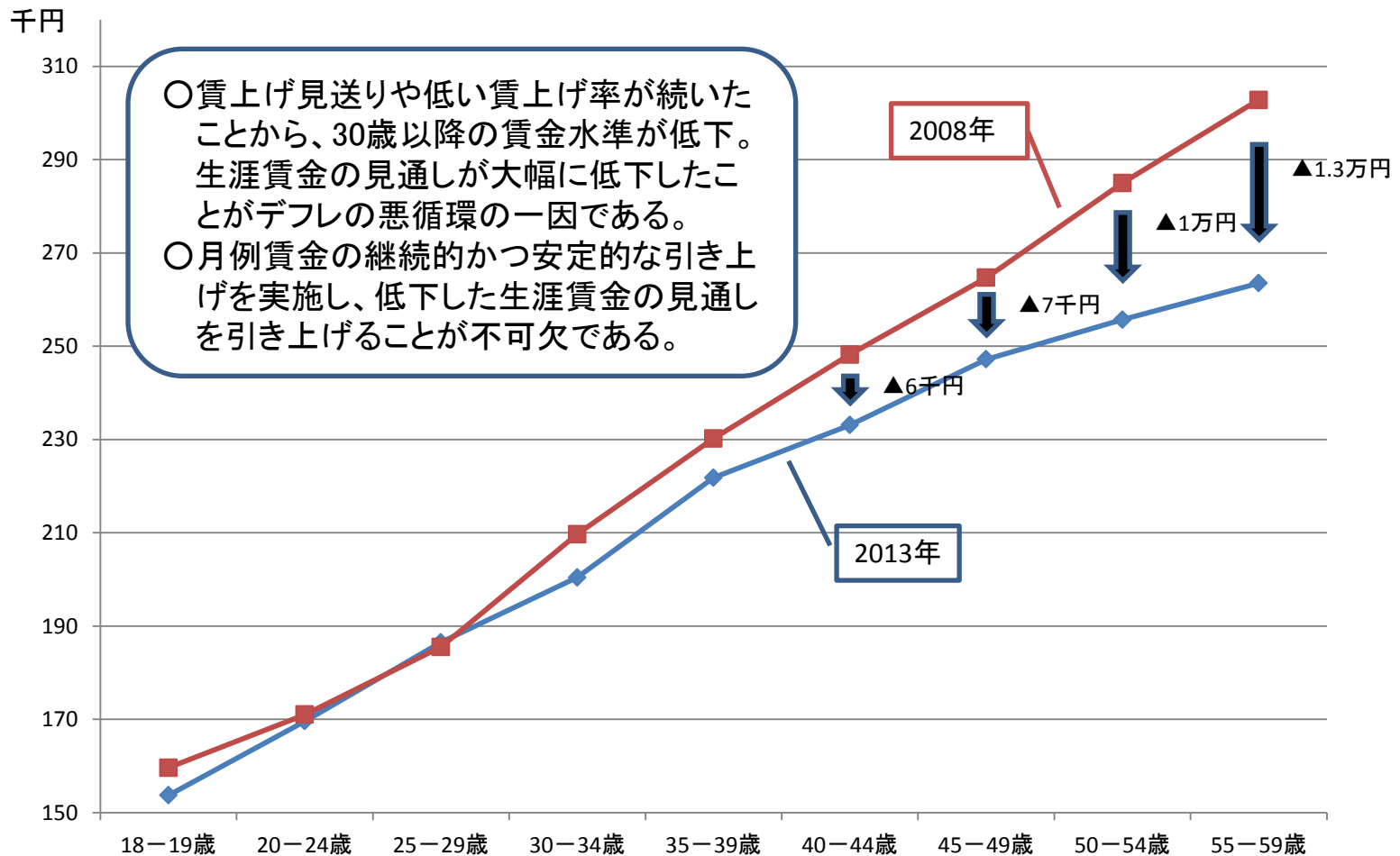


第8回(最終)回答集計(2014.7.3公表)による賃上げと一時金の相関関係

	一時金 up	一時金 stay	一時金 down	不明、データなし
賃上げ有り 1,489組合	262	15	56	1,156
賃上げ「0」 919組合	140	11	37	731
計	402	26	93	1,887

→成果配分項目で苦慮が伺える

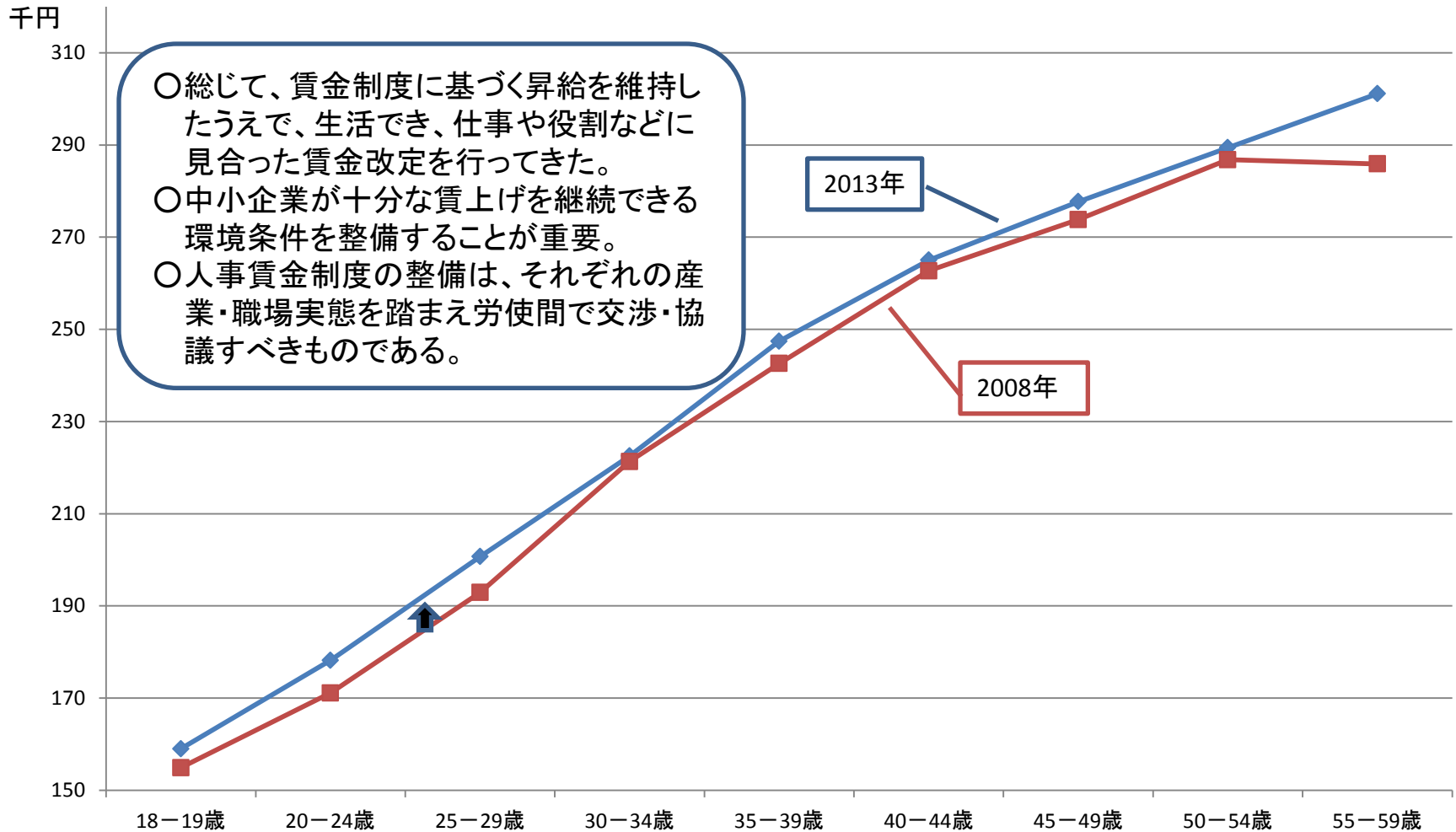
(2) 賃金制度のない中小企業で働く労働者の賃金水準の低下 (299人以下規模の同一組合比較: 所定内賃金)



(出所) 連合「地域ミニマム運動賃金実態調査」

(注) 組合員の個人別賃金を調査したもの。2013年は2,481組合(388,965人)。うち比較可能な同一組合を抽出。
2014賃上げ後の賃金実態については現在調査中。

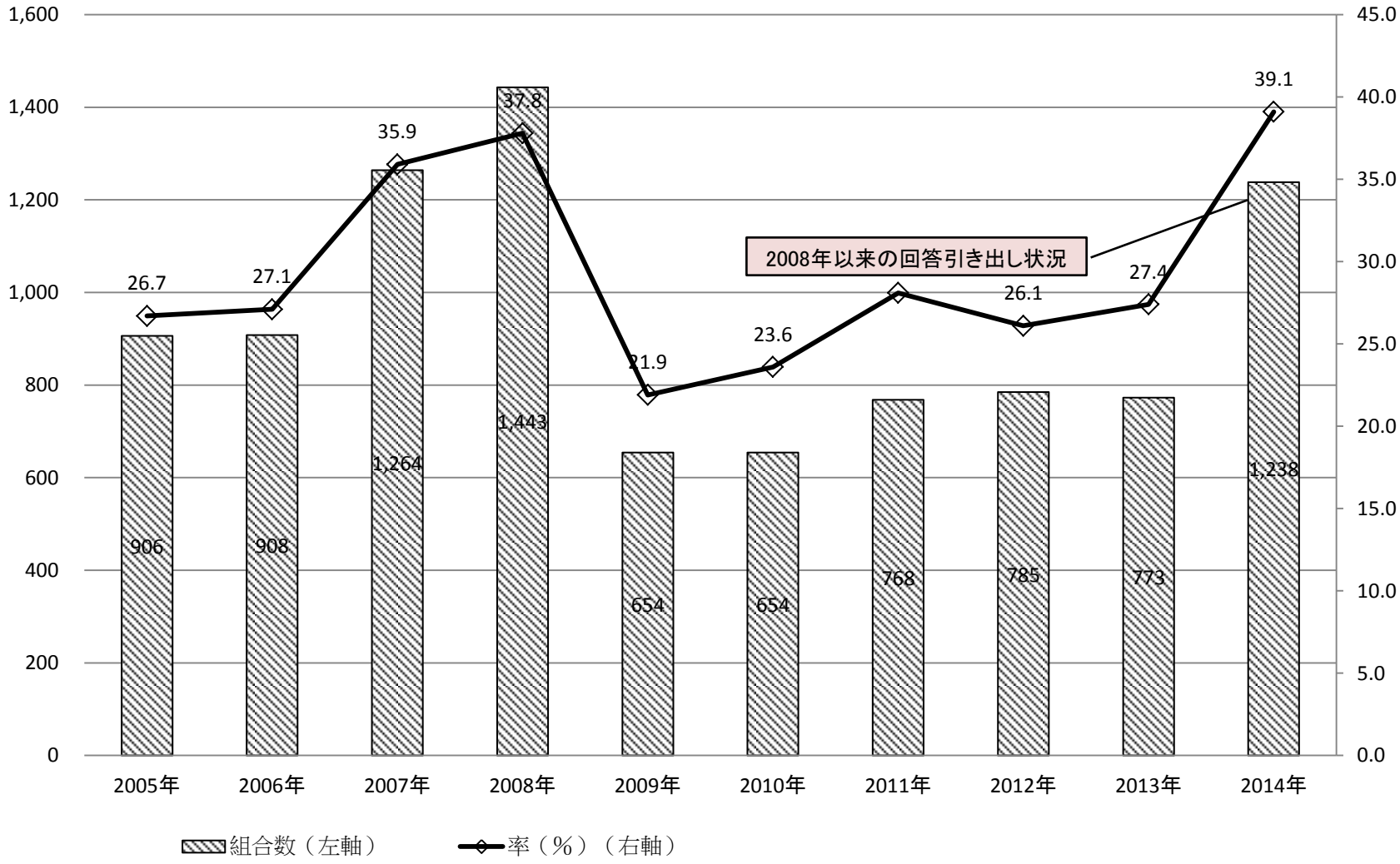
(3) 賃金制度のある中小企業で働く労働者の賃金水準の変化 (299人以下規模の同一組合比較:所定内賃金)



(出所) 連合「地域ミニマム運動賃金実態調査」

(注) 組合員の個人別賃金を調査したもの。2013年は2,481組合(388,965人)。うち比較可能な同一組合を抽出。
2014賃上げ後の賃金実態については現在調査中。

(4) 中小組合中、前年を上回り、かつ、1歳1年間差4,500円以上で妥結した組合の推移



(5) 2014春季生活闘争第8回最終集計(7/1) 平均賃金方式(都道府県別・昨年同時期からの増減)

北海道
▲67

※2013春季生活闘争の最終集計結果(2013年7月1日時点)と比較しての増減を記載(単位:円)

																		青森 361		
																		秋田 2,211	岩手 302	
																		山形 519	宮城 843	
																		福島 1,545		
																		栃木 929	茨城 1,675	
																		群馬 1,269	埼玉 885	
																		山梨 483	東京 808	千葉 1,303
																		愛知 1,298	静岡 1,365	神奈川 1,331
																		石川 1,150	富山 1,292	新潟 1,046
																		福井 649	岐阜 965	長野 1,284
																		滋賀 1,838	京都 1,700	福島 1,545
																		山口 1,696	島根 724	鳥取 320
																		広島 1,521	岡山 1,140	兵庫 830
																		大阪 691	奈良 1,749	三重 485
																		和歌山 970	京都 1,700	福岡 449
																		佐賀 93	福岡 449	福井 649
																		熊本 1,471	大分 543	滋賀 1,838
																		宮崎 1,209	長崎 2,744	三重 485
																		鹿児島 564	愛媛 1,324	香川 1,206
																		高知 2,150	徳島 309	和歌山 970
																		佐賀 93	福岡 449	香川 1,206
																		熊本 1,471	大分 543	徳島 309
																		宮崎 1,209	長崎 2,744	高知 2,150
																		鹿児島 564	佐賀 93	徳島 309
																		福岡 449	熊本 1,471	香川 1,206
																		大分 543	佐賀 93	徳島 309
																		宮崎 1,209	熊本 1,471	徳島 309
																		鹿児島 564	佐賀 93	徳島 309
																		福岡 449	熊本 1,471	徳島 309

沖縄
▲354

対前年比プラス(45) 対前年比マイナス(2)

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者に関する取組

- 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の更なる周知・徹底が必要。
- 「公契約条例」の制定などにより、公共サービスの質の向上と事業に携わる労働者の処遇改善が不可欠。

(1) 価格転嫁状況(各団体の調査結果概要)

中小企業庁

【B to B】



【B to C】



月次モニタリング調査(2014年6月)

中小企業家同友会全国協議会

図9. 価格転嫁の状況

価格転嫁できない企業が約4割

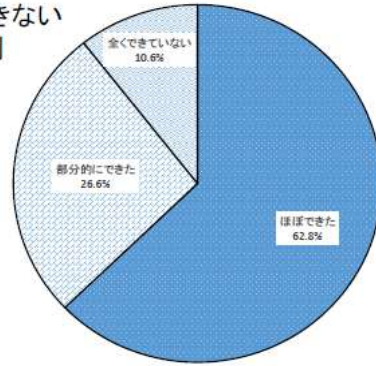
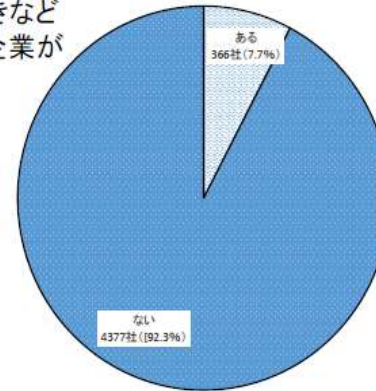


図11. 不当行為の有無

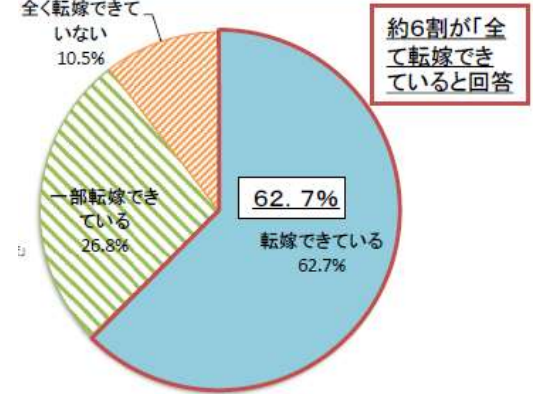
不当な値引きなど要請された企業が366社



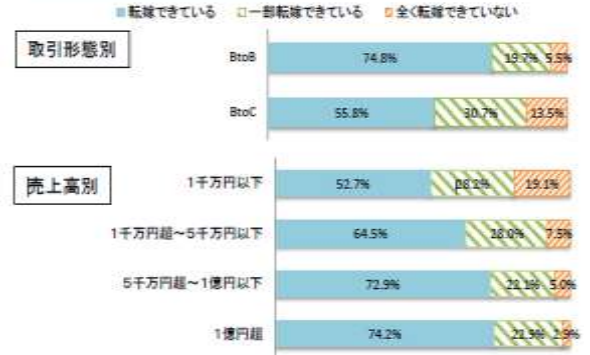
消費増税の影響に関するアンケート調査

商工会議所

消費税8%引き上げ分の転嫁の状況



取引形態別・売上高別の転嫁の状況



中小企業における消費税の価格転嫁に係る実態調査

(2) 価格転嫁ホットラインチラシ(2014年1月14日設置)



消費税の 価格転嫁 拒否にNO!

中小企業が
公正で適正な価格で
取引できる
社会をつくろう!

減額
消費税増税分を
対価から
減額して!

こんなこと
許されるのかな...

**本体価格での
交渉拒否**
税込み価格の
見積書しか
受け取らないよ!

この値段で契約した
じゃないですか!
うちのコストは
変わらないのに...

税注者【加害者】

受注者【被害者】

こんなときは!

**連合が相談を受け付け
関係機関へ通報します!**

第三者からの相談も受け付けます。

連合

通報

価格転嫁違反の事実内容など
消費者相談対策特別措置法第35条で定め
る(特定事業者の連行事項)該当部分に対し
通報いたします。

関係機関

- ・公正取引委員会
- ・経済産業省
- ・中小企業庁 など

取引に際しや違反内容により連絡先が異なります。

**消費税の
価格転嫁拒否**

にあつたら
連合にご相談ください!

連合 価格転嫁ホットライン

03-5295-0514

消費税転嫁対策特別措置法では 以下の行為が **禁止** されています!

- ⊘ 消費税分の一部または全部を対価から減額する行為
- ⊘ 買ったたき行為
- ⊘ 物品などの購入要請・役務の利用要請・不当な利益提供の要請
- ⊘ 税抜き価格(本体価格)での交渉の拒否 価格転嫁拒否は許さない!
- ⊘ 通報されたことによる報復行為

法律などの内容の詳細が知りたい方は、以下のホームページをご参照ください。

内閣府 <http://www.cao.go.jp/tenkatsaku/>
公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/tenkatsaku/>



価格転嫁ホットライン

[正式名称] 連合消費税価格転嫁拒否通報ホットライン



03-5295-0514

2014年1月14日(火)より受付開始 (受付時間: 平日 午前10時~午後5時まで)

連合へ相談する際には
右記の情報をご確認ください。

- 違反行為を行っている事業者名
- 当該事業者の所在地
- 違反行為の具体的事実(いつ・どこで・どんな行為がされたか等)

※連合から関係機関への通報後の対応状況については、情報開示できませんので、ご留意ください。
※電話のみでの受付となりますので、ご了承ください。

安心して暮らそう! 安心して働こう! だから、すべての職場に労働組合を! ご相談は連合へ

連合 日本労働組合総連合会

連合ホームページ <http://www.jtuo-rango.or.jp/>

連合フェイスブック <https://www.facebook.com/jtuo.rango>

連合モバイルアプリ <http://m.jtuo-rango.or.jp/>

連合ツイッター <https://twitter.com/union/>

検索





(3) 労働条項を定めた公契約条例制定自治体一覧

	自治体	条例制定	条例施行
1	千葉県・野田市	2009年9月	2010年4月
2	神奈川県・川崎市	2010年12月	2011年4月
3	東京都・多摩市	2011年12月	2012年4月
4	神奈川県・相模原市	2011年12月	2012年4月
5	東京都・国分寺市	2012年6月	2012年12月
6	東京都・渋谷区	2012年6月	2013年1月
7	神奈川県・厚木市	2012年12月	2013年4月
8	東京都・足立区	2013年9月	2014年4月
9	福岡県・直方市	2013年12月	2014年4月
10	東京都・千代田区	2014年3月	2014年10月
11	兵庫県・三木市	2014年3月	2014年7月
12	東京都・世田谷区	2014年9月	2015年4月予定
13	埼玉県・草加市	2014年9月	2015年4月予定
14	高知県・高知市	2014年9月※	2015年10月予定

※高知市は2012年4月に施行されている「公共調達基本条例」について、労働条項を記載した内容に改定し、名称も「公共調達条例」に変更された。

(4) 中小企業における取引関係に関する調査



News Release
報道関係者各位

中小企業における取引関係に関する調査

2013年2月15日
日本労働組合総連合会

～ 全国5,010社 中小企業における取引関係に関する調査結果の概要 ～

取引関係により疲弊する中小企業経営

日本労働組合総連合会（連合）と、公益財団法人連合総合生活開発研究所（連合総研）は、2012年5月に全国の従業員数300名以下または資本金3億円未満の中小企業20,000社に対して『中小企業における取引関係に関する調査』を実施し、5,010社（有効回答）から回答を得ました。ここにその概要をお知らせいたします。

要 旨

今回の調査からは、5年前と比べて業況はさらに悪化し、その結果、「設備や技術」の更新がままならず、「製品・サービスの差別化、新製品の開発」が遅れていることが明らかとなった。当面する経営課題では、「仕入れ単価上昇によるコストアップ」が減少する一方で「単価の下落や引下げ要請」が増加、「取引先からの受注減少や取引の打ち切り」が大幅に増加している。過去5年間における「単価の引き下げ要請」は全体として微減であるが、「1年に複数回要請された」は約4分の1であり、5年前と比べて大きな変化はない。単価の引き下げ要請を受けた企業の約3割は「要請に近い水準で応じた」とし、「コスト的に困難なため断った」は1割に満たない。仕入れ価格の高騰の影響をみると「影響はあるが価格に転嫁できない」が4割へ増加し、取引先に対して価格・単価の引き上げを要請した割合は54.0%と減少した。その結果、主要生産品、サービス単価が「下がった」割合が5年前と比べて増加した。

無理な納期の有無では、景気が低迷していたこともあって減少しているものの、約6割が「あった」としている。これにより「休日出勤や残業が発生した」は約5割に達している。また、取引先との契約慣行をみると、「納品・返品等の条件を契約文書で明文化していない」、「単価、納期、数量等の契約内容が守られない」、「受注時に単価・価格が決まっていない」、「価格・納品条件を取引先が一方的に決める」が5年前と比べると減少しているものの、いずれも2割前後となっている。

取引関係に関する法令、制度などの認知度は、何らかの法令・制度を知っている割合は7割弱と微増し、最も認知度が高いのは「下請代金支払遅延等防止法」が約6割となっている。「下請代金支払遅延等防止法」に抵触する行為で最も多いのは、「代金支払遅延・長期手形」である。

公的支援策・制度については、金融支援の認知度が約75%となっているものの、その他については4～6割にとどまり、「知っていたが利用したことはない」が最も多い。

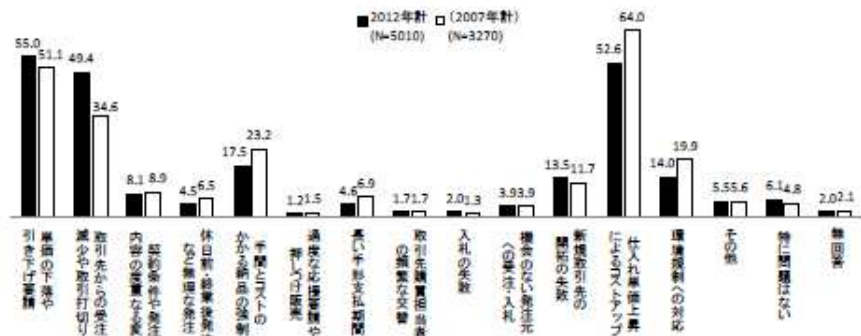
連合では、これまでも『労働条件の格差圧縮』を重要な運動課題として提起し、「業種間格差」、「規模間格差」、「地域間格差」、「性別間格差」、「雇用形態間格差」等の是正に向け活動しております。

2013年春季生活闘争は、「傷んだ雇用・労働条件」の復元をはかることとしております。具体的には、1997年をピークに低下した賃金の復元、規模間格差の是正、非正規労働者の労働条件改善、職場における男女平等の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現、ワークルールの取り組みをはかっています。

大手と中小との規模間格差の要因の一つとして、取引慣行の問題があり、この度の調査結果を基に取引関係の改善を目指し、活動を進めてまいります。

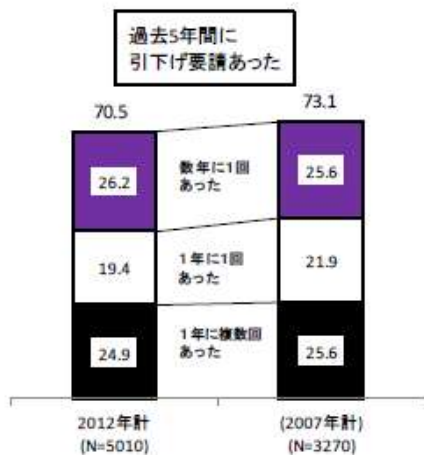
2. 現在、取引において直面している問題

— 「仕入れ単価上昇」、「単価下落や引き下げ」などの単価問題に加え、「受注減少や取引の打ち切り」という企業存続に直結する問題が深刻化—



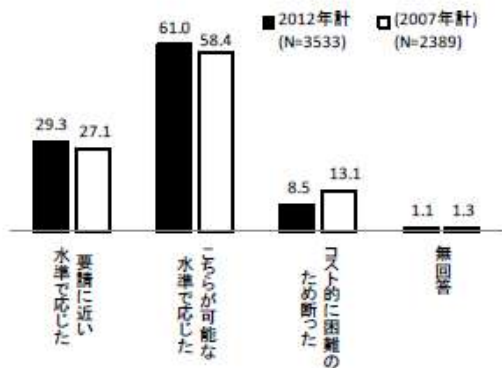
4. 主要生産品、サービス単価への引下げ要請の実態

- (1) 単価・価格の取引先からの引下げ要請の有無
— 単価の引き下げ要請を受けた企業が7割、4分の1は1年に複数回—



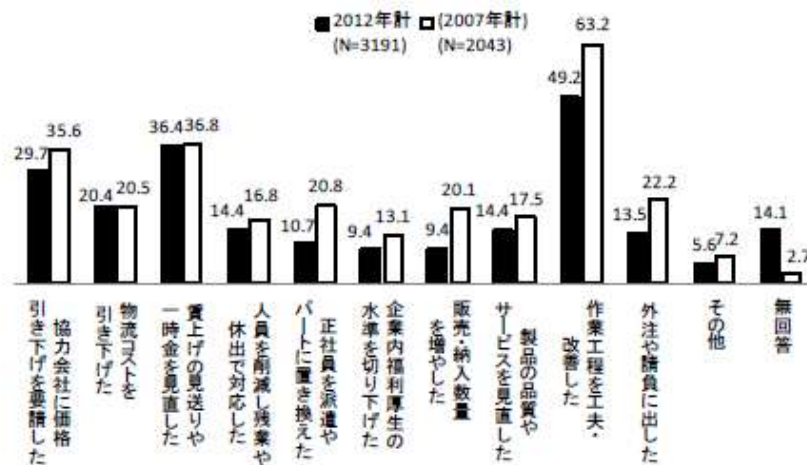
(2) 引下げ要請への対応

- 「要請に近い水準で応じた」が約3割、1割弱にとどまる「断った」—



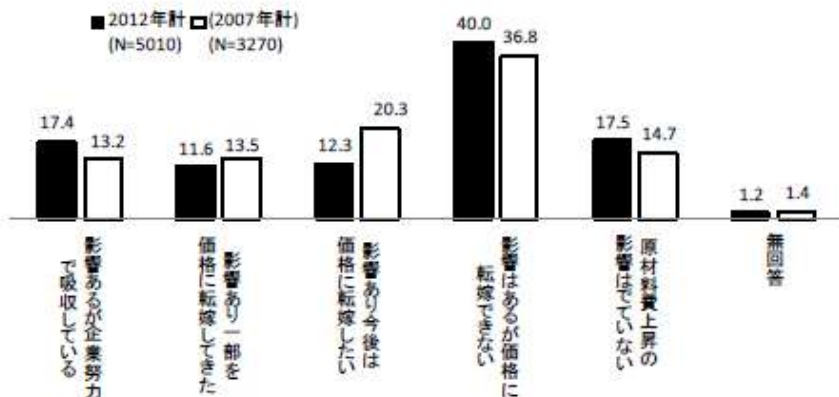
(3) 引下げのために実施した施策（複数選択）

- 最も多くの企業が実施した施策が「作業工程の工夫・改善」（49.2%）、雇用や労働条件切り下げを実施する企業への支援の充実が急務—



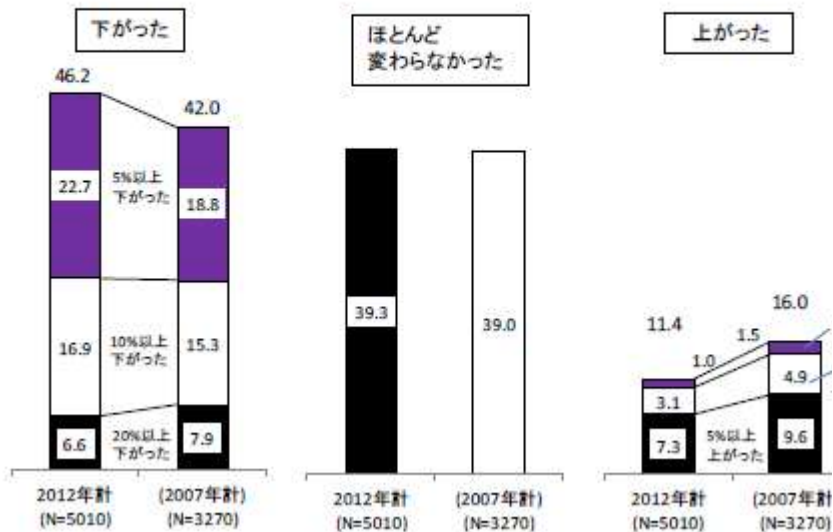
5. ここ数年の原材料費上昇による仕入れ価格高騰の影響

- 「価格に転嫁できない」が40.0%、「企業努力で吸収している」が17.4%—



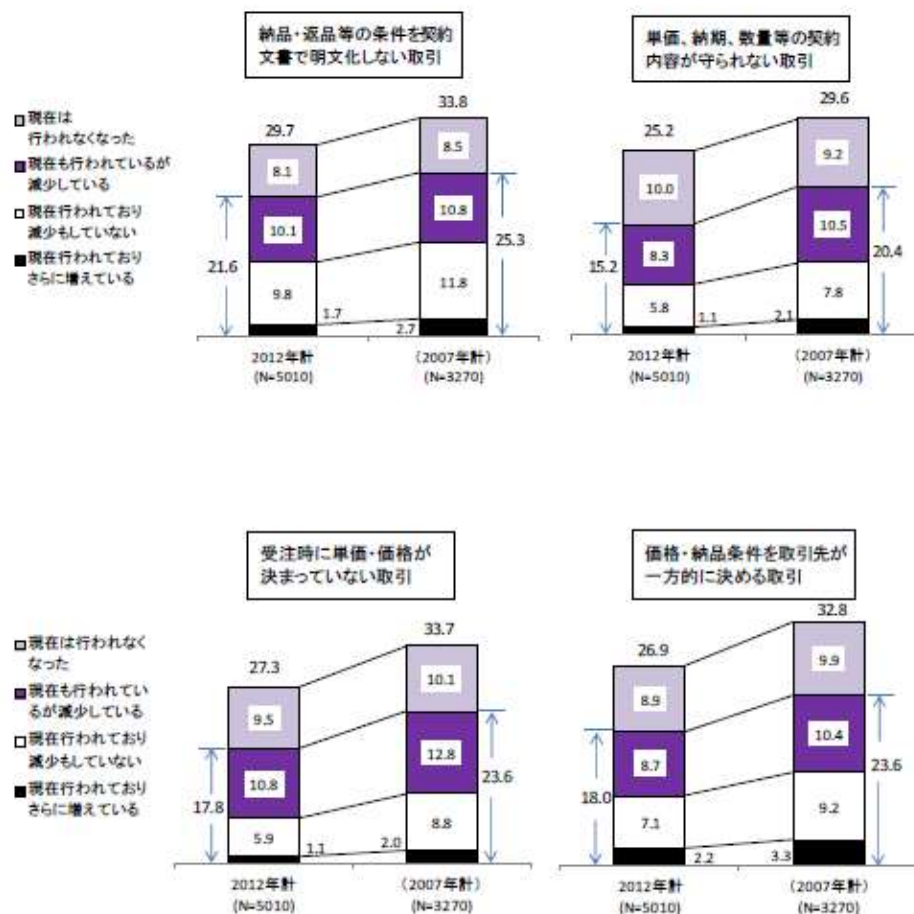
7. 5年前と比べた主要生産品、サービス単価

—「下がった」が46.2%、「上がった」は11.4%—



9. 取引先との契約における問題状況

—2割前後の企業で依然として続く不公正な契約慣行—



Ⅲ.非正規雇用労働者のキャリアアップ・ 処遇改善に向けた取組

- 非正規労働者の処遇改善に向けた取り組み事例集発行により、その取り組みを加速させる。
- 非正規労働者の賃金底上げには、最低賃金の引き上げが不可欠。

(1) 好事例集の作成

非正規雇用労働者の労働条件改善に向けた取り組みを全国のあらゆる産業の組合にも広げていくために、先行的な取り組みを進めている14の事例をまとめたもの。



目次



はじめに 1
 目次 2

事例集

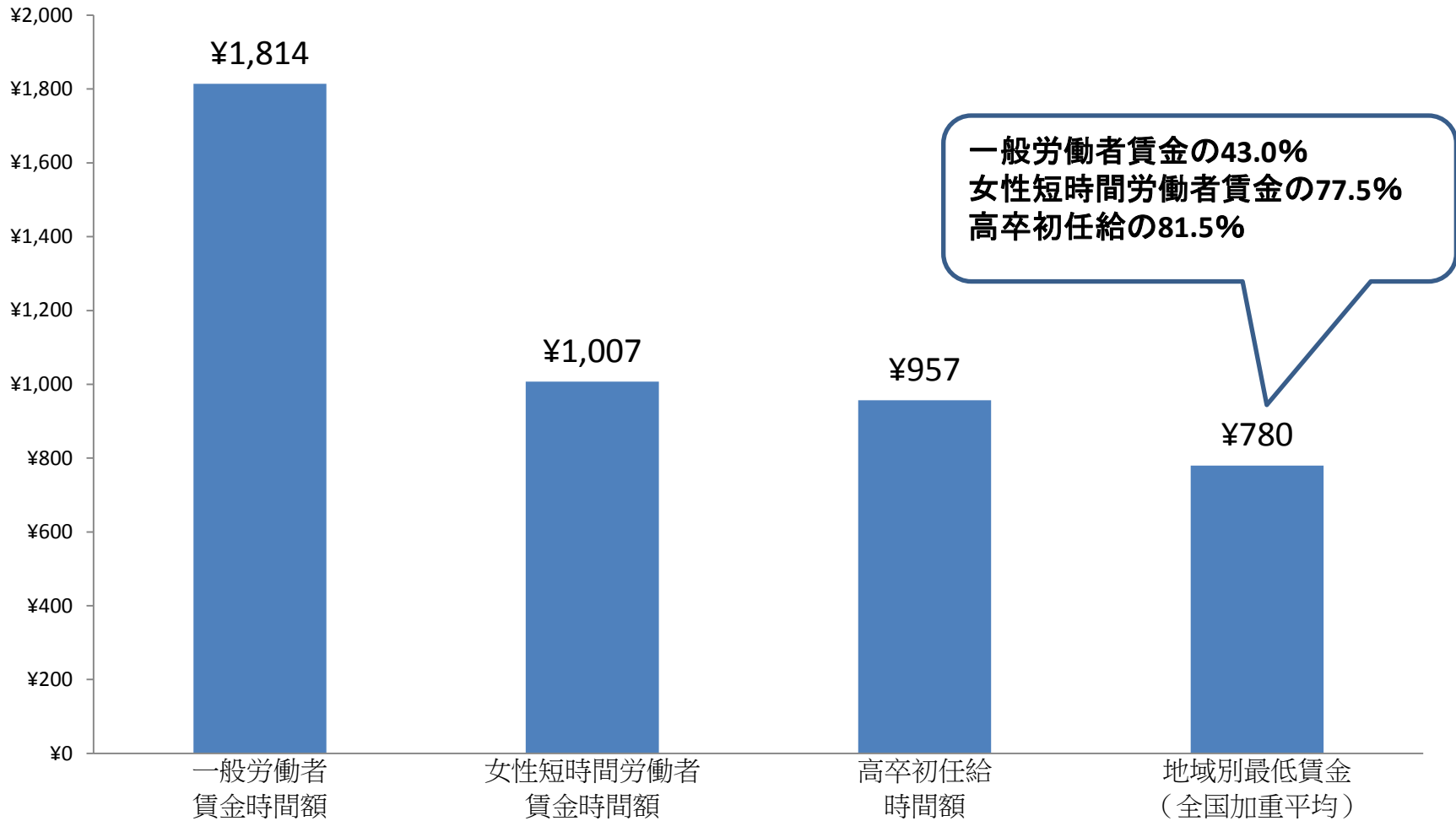
JAM 鶴見製作所労働組合 4
 JEC連合 日本特殊塗料労働組合 7
 フード連合 サンキョーミート労働組合 10
 JR連合 九州旅客鉄道労働組合 12
 航空連合 ANA労働組合 15
 JP労組 日本郵政グループ労働組合 18
 情報労連 NTT労働組合ドコモ本部 21
 UAゼンセン クレディセゾン労働組合 24
 全労金 北海道労働金庫労働組合 28
 UAゼンセン イトーヨーカドー労働組合 31
 UAゼンセン コープさっぽろ労働組合 35
 UAゼンセン いなげや労働組合 37
 自治労 箕面市職員組合 40
 自治労 紀の川市臨時非常勤等職員労働組合 44

資料

2014春季生活闘争における非正規労働者の労働条件改善に向けた具体的な取り組み内容 48

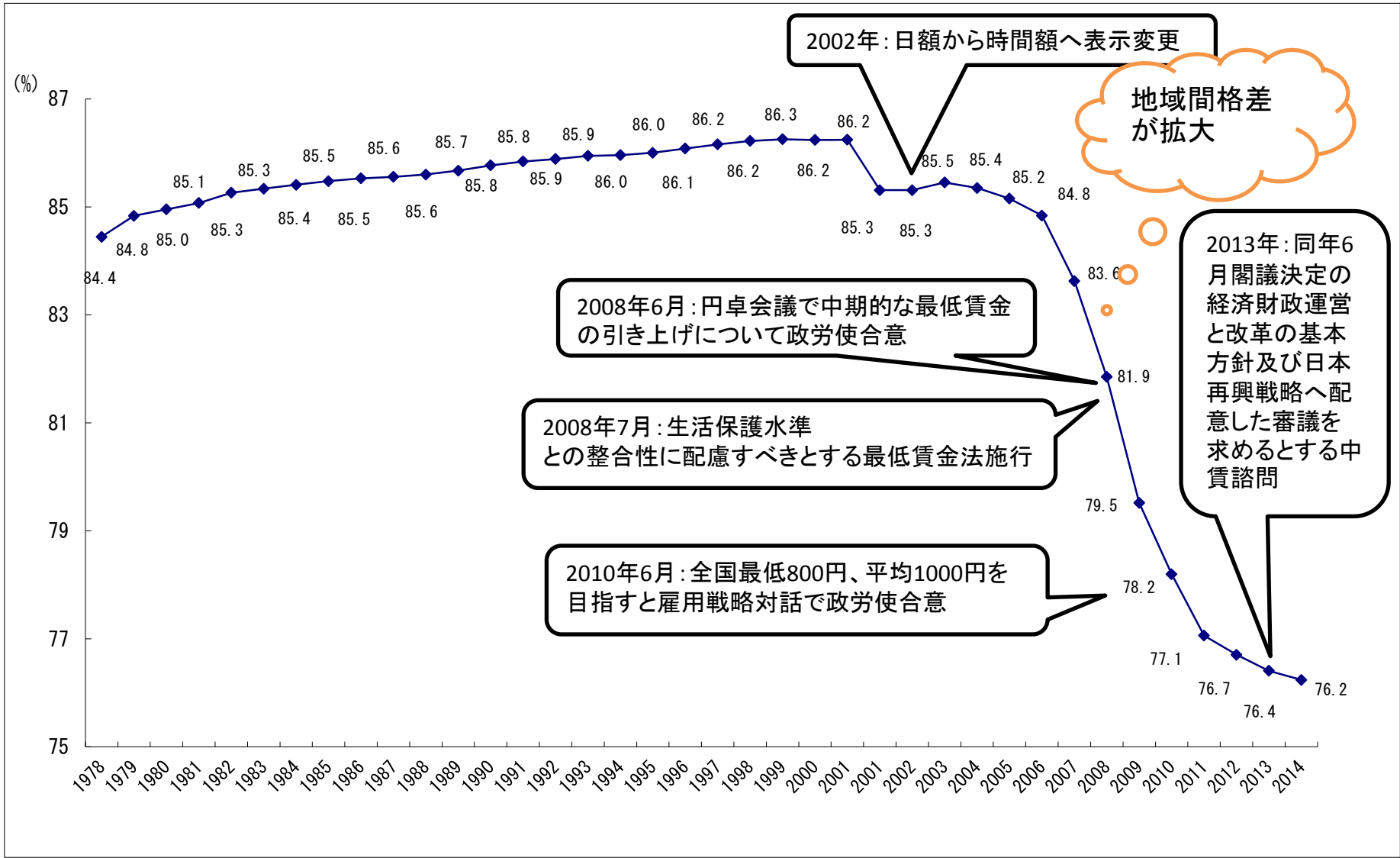


(2) 2013賃金センサスによる各種賃金試算と地賃の比較

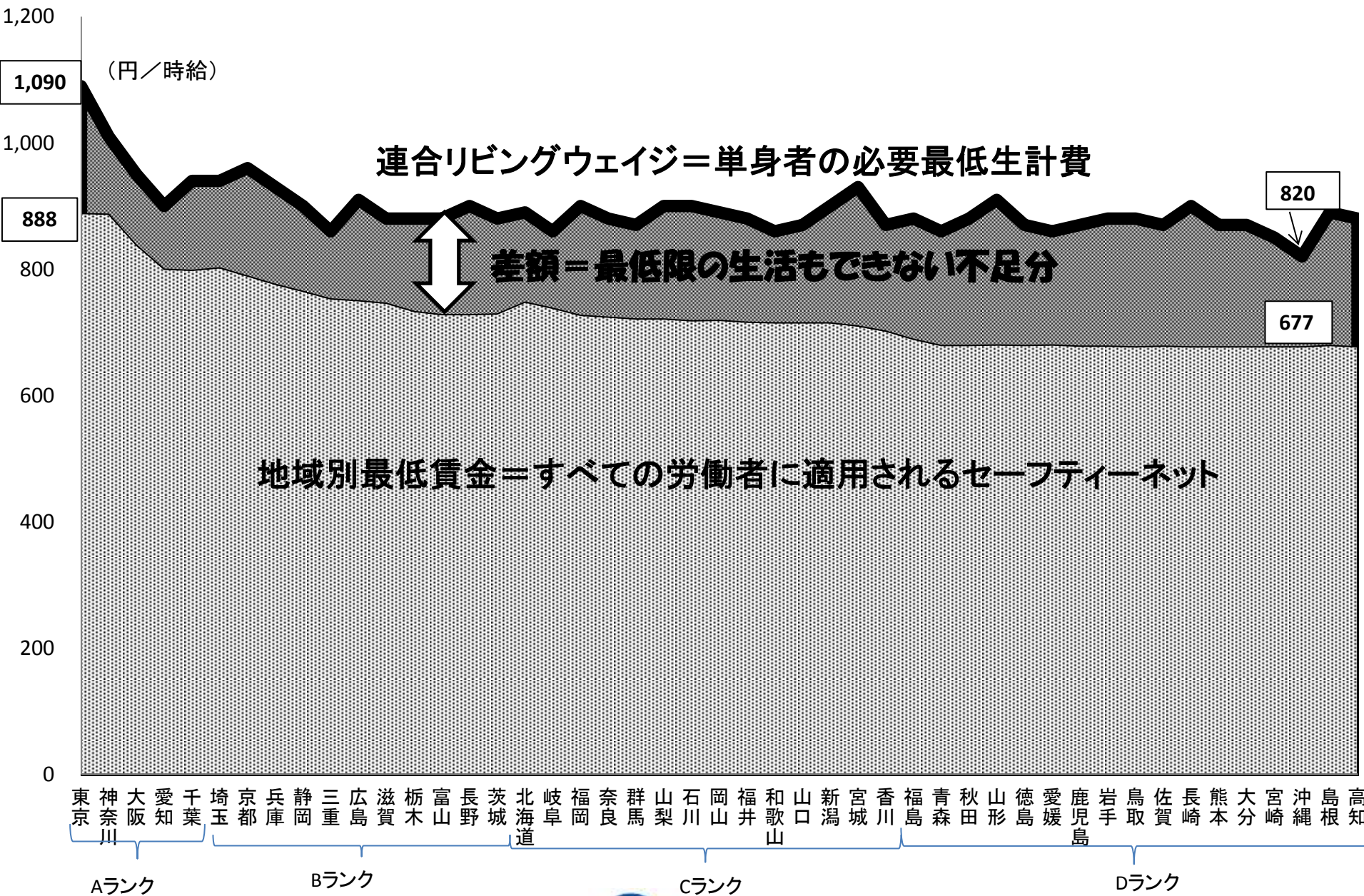


2013年(平成25年)賃金構造基本統計調査の産業計・10人以上計から試算

(3) 地域別最低賃金 最高額と最低額の対比




(4) 地域別最低賃金と連合リビングウェイズの比較



A~Dランク: 中央最低賃金審議会目安制度によるランク分け



(5)2014連合パート・派遣等労働者生活アンケート



Press Release

2014年10月17日(金)

《問い合わせ先》
 総合労働局
 総合労働局長 須田 幸
 直通電話 03(5295)0517
 代表電話 03(5295)0550

報道関係者各位

**2014年連合パート・派遣等労働者生活アンケート
「中間報告」概要について**

連合は、パートタイマーや派遣労働者等の非正規労働者の方を対象に、生活実態・労働条件に関するアンケートを2004年から隔年で実施しており、今年で6回目になります。結果は主として、春季生活闘争時の方針や要求づくり、政策・制度立案を行うための基礎データとして活用し、非正規労働者の労働条件の向上につなげていくために役立てています。2014年6月に実施した「中間報告」の概要をここにご報告します。最終報告は2014年12月を目処に取りまとめる予定です。

I. 調査の実施について

(1)実施時期：2014年6月
 (2)調査対象：非正規労働者
 (3)配布数：調査票24,790枚 Webアンケートモニター1,100件
 (4)回収数：調査票10,676枚(回収率43.1%) Webモニター1,098枚(回収率99.9%)


II. 調査結果の特徴(中間報告では以下の10の領域を取り上げている。)

(1)回答者プロフィール
 短時間労働者は4割、労働組合加入率は57%、主稼得者が4割強を占める

(2)勤続年数と雇用契約
 平均勤続年数は7年、契約期間は「1年」が4割強、契約更新回数は**平均8回**

(3)時間あたり賃金
 1年前と比べて賃金が「上がった」は38%、「変わらない」が46%

(4)世帯総収入と本人賃金収入
 昨年の本人賃金収入は男性273万円、女性182万円



Press Release

(5)正社員と比べた働き方
 3人に1人は「責任」が正社員と同等

(6)社会保険の加入状況
 健保・年金は「本人が加入」が7割、契約社員や派遣社員、公務・直接雇用で多い加入希望

(7)職場・会社の諸制度について
 育児・介護休業や正社員移行制度は利用しにくい

(8)就労意図
 現在の働き方を選んだ理由のトップは「**正社員の仕事につけなかったから**」男性20代の4人に3人は正社員転換を希望

(9)職業生活に対する不満・不安
 「一時金がない・賞与がない・安い」、賃金が「安い」「増えない」「正社員になれない」

(10)正社員、非正規労働者の相互の見方
 非正規労働者から見た正社員は、「残業、転勤・異動、責任の重さなどで大変」、正社員から見た非正規労働者は、「賃金・一時金が安い、昇給がない、正社員になれない」

**正社員になりたいのに
なれない不
本意非正規
が多い**

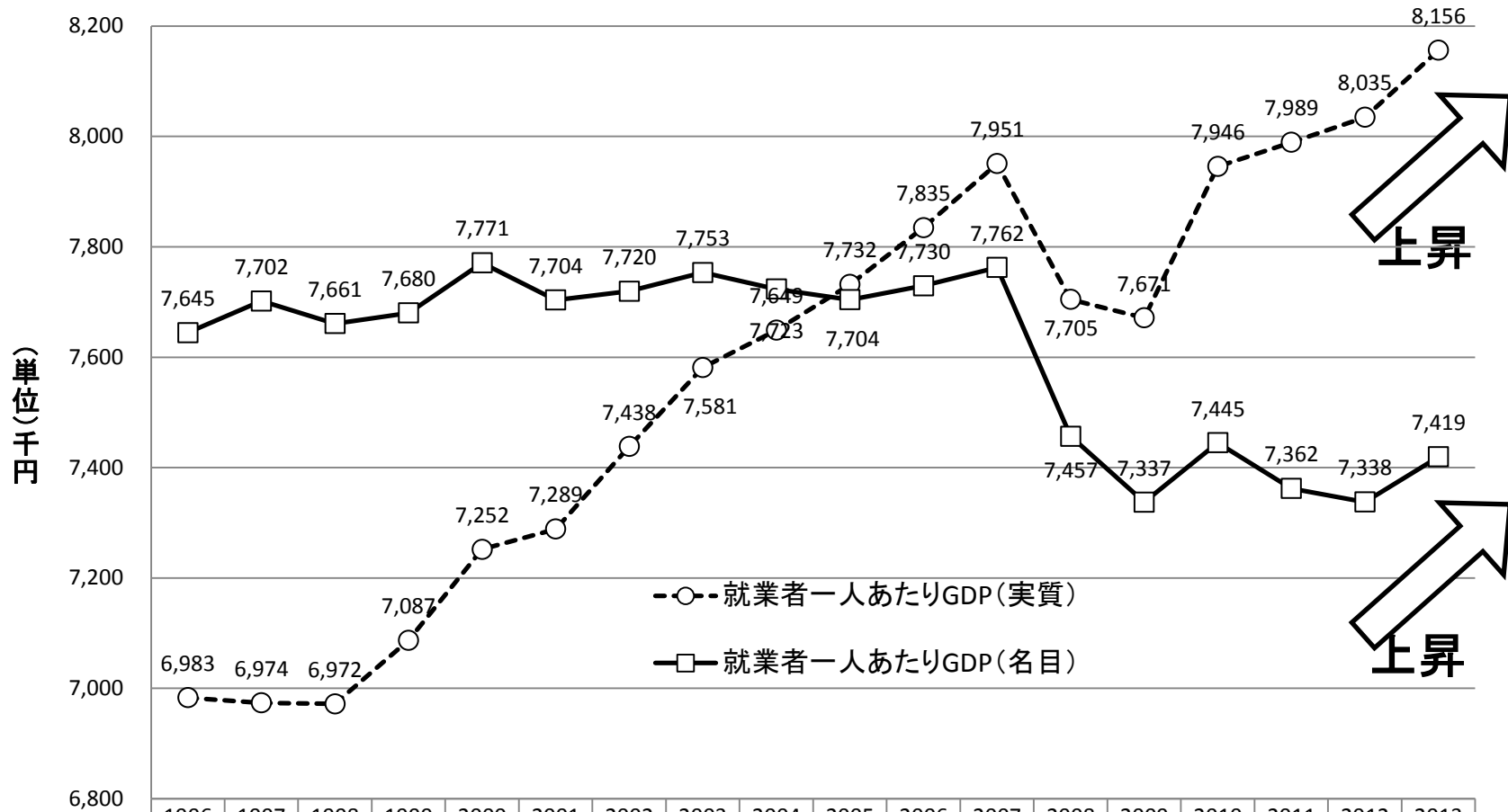
**何年働き続
けても処遇
が改善され
ないことに
対する不満**

**調査以降年々
伸び続けている
契約更新回数**

IV.生産性向上と人材の育成に向けた取組

- 人材育成の社会的な枠組みを構築することが必要。
- 生産性向上の成果は公正に分配されているのか。
- 「生産性三原則」運動の基本を再認識することが重要。
 - ① 雇用の維持・拡大
 - ② 労使の協力・協議
 - ③ 成果の公正分配
- 引き続きチェックとフォローが必要。

(1) 就業者一人あたりGDPの推移



(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」(2014.9.8公表2014年4-6月期2次QE)

年度

(注) 就業者数の2013年度は、総務省「労働力調査」の2012年度平均から2013年度平均への伸びを基に推計

V. 再開された、「経済の好循環実現に向けた 政労使会議」で提起された課題

- 労働の付加価値生産性に見合った賃金体系の在り方
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 能力発揮を最大化するための職業訓練・移動円滑化

(1)いわゆる「年功型賃金」について

「年功型賃金」は雇用システム形成の過程で形成されたものであり、賃金のあり方のみを取り上げて議論を行うことは適切ではない。加えて、雇用システムと密接に関係のある社会のあり方についても同時に議論を行うことが適切である。

〈社会システム〉

・職業訓練、子女の教育、住宅確保、社会保障等本来社会制度でカバーすべきものの不備

〈雇用システム〉

〈企業経営〉

企業経営の根幹である人事マネジメント

- ・職務を限定しない採用と、従業員の配置(異動)等に対する広範な人事権
- ・長期雇用慣行のもとでの、企業に特化した職業訓練による人的資本形成と蓄積による付加価値創造と生産性向上の実現
- ・社会制度の不備をカバーする福利厚生制度

〈従業員〉

- ・企業の広範な人事権を受け入れたうえで、安定した雇用と生涯設計を享受
- =安心・安定した生活の確保

〈人事・処遇制度〉

人事マネジメントを支える人事・処遇制度とその所産である「年功型賃金」

- ・「年功型賃金」は、企業の人事・処遇制度の一部であり、採用・職業訓練・評価と処遇・配置等との関係で形成されてきた。
- ・賃金制度は、社会・経済の変化や経営環境などに応じて労使での議論を経て、絶えず最適化されており、能力発揮等を加味したものになっている。
- ・憲法や労働基準法で示された生計費保障を満たすこと大前提に、労働側は、労働の対価として労働の質と量に見合った賃金を求め、経営側は経営のコストの観点で交渉を行った結果が現在の賃金である。賃金カーブは交渉の結果決まった賃金水準を年齢で結んだカーブである。

学生



〈採用慣行〉
職業能力の有無と関係なく、新卒中心の定期採用

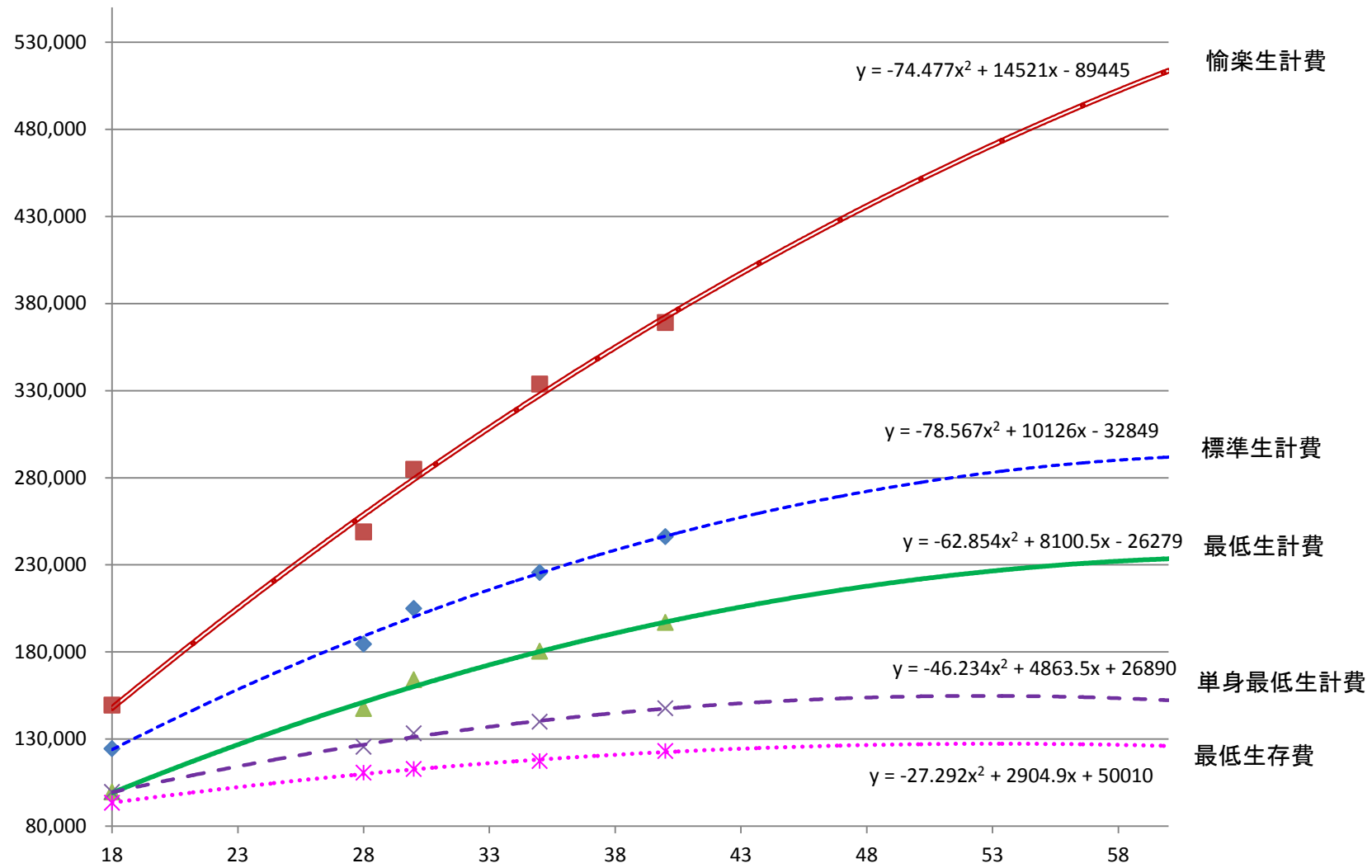


(2) 家計調査(総務省)にみる年齢階級別消費支出



資料出所: 総務省「家計調査報告(家計収支編)―平成22年平均速報結果の概況―」
 「全国・二人以上の世帯」のデータから「消費支出」のデータを抽出

(3) 人事院 標準生計費を用いた回帰式(2次)による生計費カーブ



(出所) 人事院勧告を用いて連合にて試算

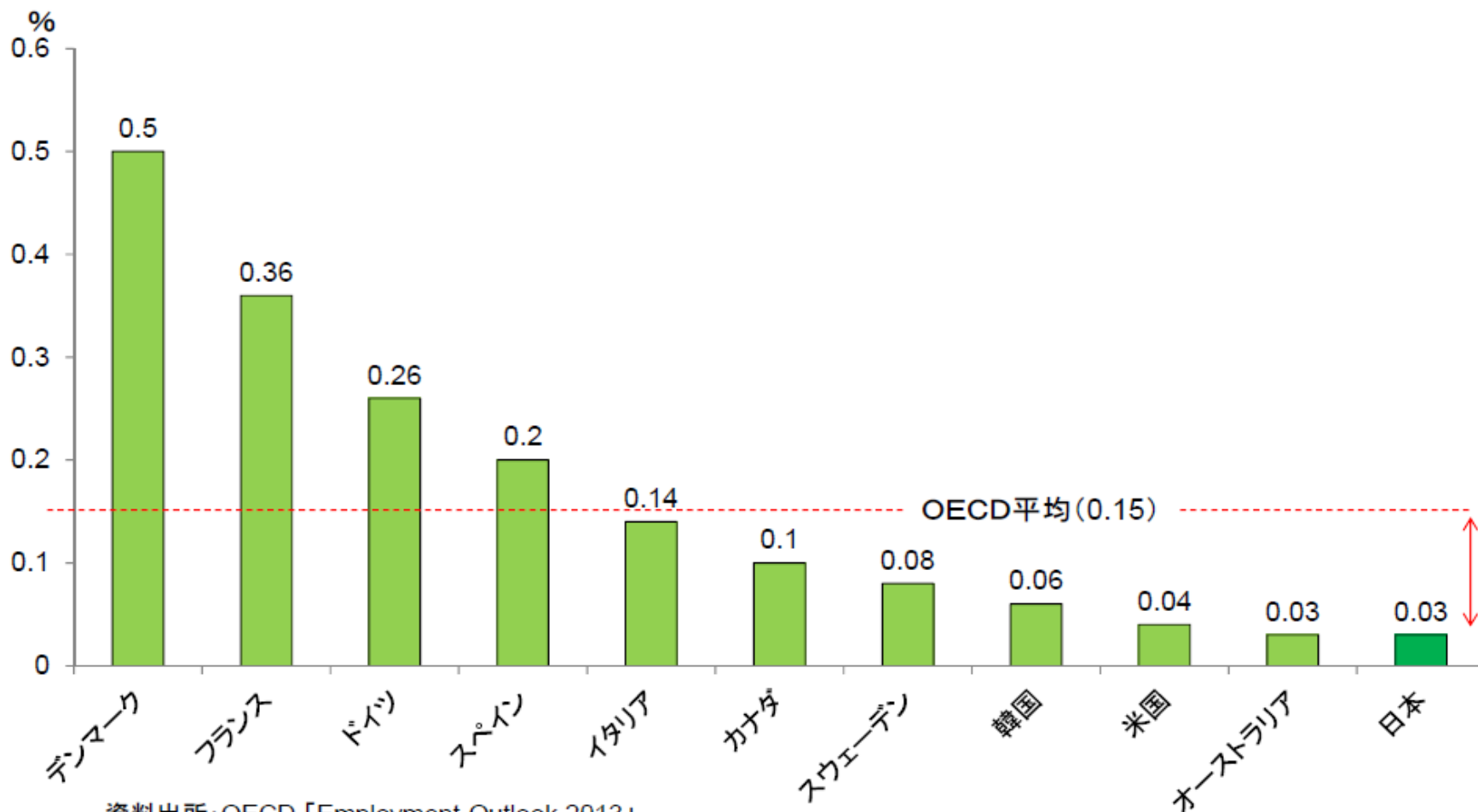


(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の撲滅が必要

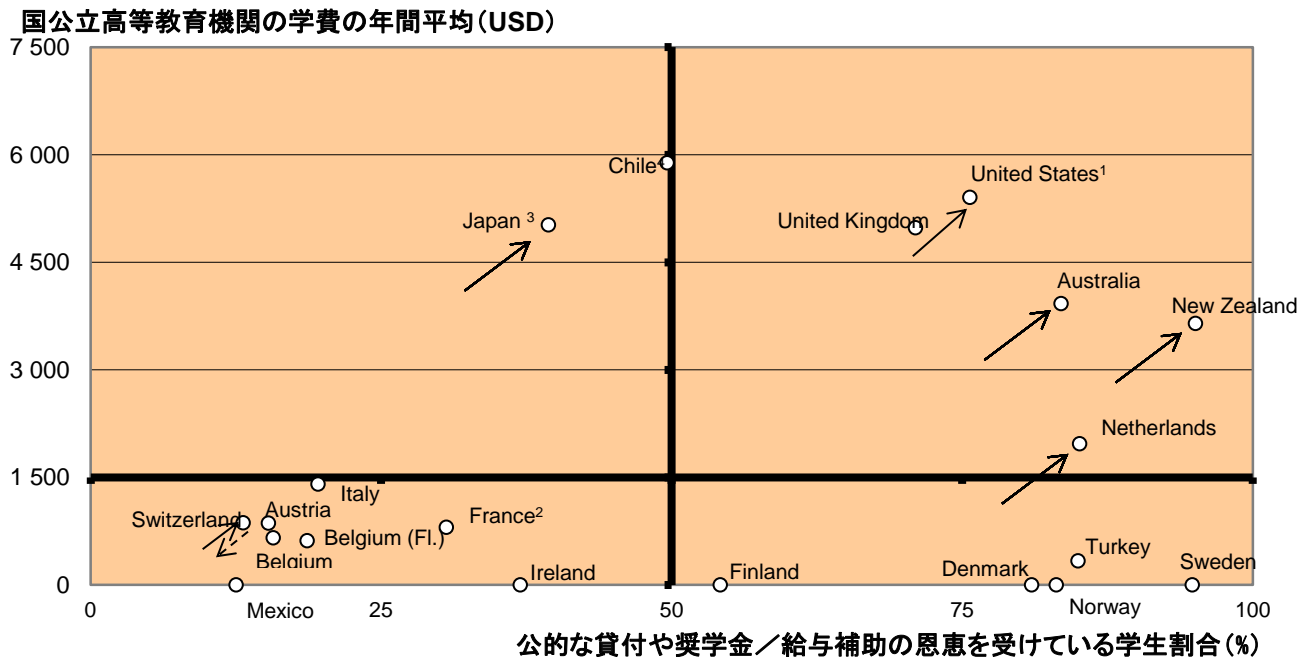
(5) 能力発揮を最大化するための職業訓練・移動円滑化

日本における訓練プログラムへの公的支出(対GDP比)は、OECD諸国の平均の約5分の1にとどまっている。



資料出所: OECD「Employment Outlook 2013」

Chart B5.1. Relationship between average tuition fees charged by public institutions and proportion of students who benefit from public loans and/or scholarships/grants in tertiary-type A education (2011)



日本では、韓国やチリと同様、高等教育段階の学生のほとんどが高い学費を請求されるが、学生支援制度が比較的発達していない。日本における国公立高等教育機関の学費の年間平均は5,019米ドルと比較的高いが、公的な貸付や奨学金／給与補助の恩恵を受けている学生は40%にすぎない。これは他の学費の高い国々とは対照的である。例えば、英国においては、年間平均10,070米ドルを貸与する所得連動型ローンを含め、学生の71%が高い学費(4,980米ドル)と生活費を賄えるようにするための支援を受けている。

Note: Arrows show how the average tuition fees and the proportion of students who benefit from public support have changed since 1995 further to reforms (solid arrow) and how it may change due to changes that have been planned since 2008-09 (dash arrow)

1. Figures are reported for all students (full-time national and full-time non-national/foreign students)
2. Average tuition fees from USD 200 to 1402 for university programmes dependent on the Ministry of Education.
3. Tuition fees refer to public institutions but more than two-thirds of students are enrolled in private

出所: 日本 - カントリー・ノート - 図表でみる教育 2014年版: OECD インディケーター